

第 29 節の 2 形態 1 7 - 2

(網構成)

第 124 条の 2 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) IP 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 当社が指定する 2 拠点の相互接続点を介した冗長構成を基本とします。

2 当社網と協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。

- (1) 直接協定事業者網に設置する SIP サーバは、トランザクションの状態 (ステート) 管理を行い、SIP メッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。
- (2) 当社網の SIP サーバ、ENUM、DNS は、特定の相互接続点との括り付けが無い構成とします。
- (3) 当社網の ENUM および DNS は二拠点分散 (1 拠点ごとに 1 の IP アドレスを割り当てる) とします。
- (4) ENUM および DNS の選択方式、ならびにトラフィック経路については、別表 36.2 に示すとおりとします。

(接続方式)

第 124 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条 (接続方式) 第 2 項 (1) の規定を準用します。
- (2) 当社網と協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36.2 に示すとおりとします。

(輻輳制御方式)

第 124 条の 4 輻輳制御における災害時優先通信の取り扱いは次のとおりとします。

- (1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは INVITE リクエストの P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に付与される cpc パラメータに「priority」を設定した信号をいいます。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先通信の疎通を確保するため、当社網は優先信号に基づく輻輳制御を行うことができます。

2 輻輳制御方式は技術的条件集別表 36.2 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 124 条の 5 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34.2 に示すとおりとします。

(IP トランスポート仕様)

第 124 条の 6 IP トランスポート仕様は技術的条件集別表 35.2 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 124 条の 7 コーデック種別、対向 SIP サーバ IP アドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、直接協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送出不しとします。